

千葉家庭裁判所委員会議事概要

- 1 日時 平成30年7月4日（水）午後2時から午後4時まで
- 2 場所 千葉家庭裁判所大会議室
- 3 出席者
(委員) 川島和孝, 北村篤, 古閑美津恵, 櫻木安子, 曽根田満, 高麗邦彦, 平山光子, 宮腰直子, 八島由幸, 横山正博
(五十音順, 敬称略)
(オブザーバー)

紀太哲夫首席家庭裁判所調査官, 木村史郎家事首席書記官, 岡田博子少年首席書記官, 大田浩司事務局長, 鈴木敦雄次席書記官, 戎史木事務局次長, 八幡有紀総務課長, 黒田温主任書記官, 山本起美代主任書記官

4 テーマ

地域で支える後見制度

5 議事

(1) 委員が指導担当である司法修習生の傍聴の可否について

宮腰委員が, 今回の委員会の議事につき, 自身が指導を担当する司法修習生が傍聴することの許可を求める発議をした。

これについて, 事務局から, 平成25年に一般傍聴を許可しない旨の決議がなされていることの説明があり, 宮腰委員からは一般傍聴を求める趣旨ではないとして司法修習生の立場等について説明があった。

委員長が決を取り, 賛成多数で許可された。

(2) 交代委員の紹介

前回の委員会から本委員会までの間に交代があった委員（北村委員, 曽根田委員, 横山委員）について, 八幡総務課長から紹介された。

(3) 前回の委員会における意見についての経過報告

八幡総務課長から、前回の委員会における意見を受けての活動について報告が行われた。

(4) 意見交換等

ア テーマについて

委員長から、本日のテーマの設定趣旨について説明があった。

イ 地域で支える後見制度について

次席書記官及び主任書記官らから、成年後見制度の説明とその利用状況、「後見制度利用促進基本計画」及び地方自治体と家庭裁判所の連携について説明があった。

ウ 協議の要旨（■委員長、●委員、▲オブザーバー）

■委員長 まずは、先ほどの説明で分かりにくい点や補足が必要な点がありますか。

●委員 中核機関について、静岡県や埼玉県のように協議会で決まるイメージが定義されていますか、それとも全く別の形で、千葉は千葉なりの新しい形を志向されていますか。それと、最終的に誰がどのように決めて、どのような指示を出すのかという、指揮命令権が少し分かりにくいので、補足してください。

▲オブザーバー 中核機関というのは地域連携ネットワークの事務局的な機能を果たすというようなイメージで考えていただければと思います。その中核機関は、市町村が設置するということになっています。ですから、例えば千葉市でいうと、千葉市が中核機関を設置して、専門職などのメンバーを募って協議会を作るといったことがイメージされています。ただ、小さな市町村については、独自に中核機関を作るのは難しいのではないかということで、千葉県内でもいくつかの市町村が、合同で中核機関を作ろうという動きがあるようになっていました。そういう形で、基本的には市町村が市町村単位で取り組みを強めていくといった形にな

ろうかと思います。家庭裁判所としては中核機関と連携をして取り組みを進めていくのですが、都道府県は市町村をバックアップするような役割が期待されているということになります。

●委員 それぞれがそれぞれで動いて、オーガナイズしていくと、最後タガを締める方が大事なのだろうと、それはこれから課題だと思います。

▲オブザーバー 具体的に中核機関が設置されている市町村というのは、県内ではまだありません。今現在いくつかの市で中核機関をどういう形で作っていくかというのが検討されているような状況になっております。全国的に見てもやっぱり非常に少なくて、多くの市町村は、市町村の社会福祉協議会に委託して、そこを中心にやってもらうというようなことを考えているのですが、全国的に見ると例えば福島県のいわき市のように、市町村が直営で中核機関を運営していくというようなことを考えているところもあります。そのため、市町村がこれまでどういった仕組みで取り組んできたかというようなことを中心に、今ある機能を使って今後中核機関を作り上げていくということが予定されるのではないかと思います。

●委員 中核機関設立についての静岡県の例は、静岡県が促進協議会を作つて市町村に働きかけているというイメージで聞いていたのですが、それでよろしいかどうかということと、千葉県の今の状況について教えていただきたいです。

▲オブザーバー 静岡県の場合は、静岡県が、というより、県の社会福祉協議会が、県と連携して、家庭裁判所を巻き込んで全県的な取り組みを進めたと聞いています。千葉県は、今のところ県として何か動きがあるというようには聞いていないのですが、県の社会福祉協議会が昨年以降、連絡会議等を開いて県内の市町村であるとか、市町村の社会福祉協議会を集めて、県内の先進的な事例の紹介を行うなどしております。

- 委員 私は民生委員をしているので、少し関わるのですが、各市町村で立ち上げるとなるとやはり家庭裁判所が今日説明してくれたようなことを、講習会とか催していただけたらもう少し浸透するのかなと思います。たぶん、知らない方が多いと思います。今後進めていくためにはこのようなことから進めていくのも一つの方法かなと感じました。
- 委員 私は主人の母と同居しております、母が介護支援の関係で認定を受けているのですけれども、金銭関係、銀行や何かも一切、私たち夫婦が親の通帳から引き落としたり、身の回りのものも買い揃えたりしてやっているのですが、ひょっとしたら親のお金の使い込みにあたるのででしょうか。後見人という方をつけなければいけないのでしょうか。
- 委員 基本的に、親御さんのお金を親御さんのために使っているのだから、それ自体は特に犯罪とかではないですが、成年後見人が親御さんのお金を出して、自分のために使ってしまったりとか他に流用してしまったりとかいうことになると犯罪になってしまうこともあるでしょう。
- 委員 後見を入れるということは、福祉的な介護的なものまでは面倒見ていただけなく、金銭に関する取り扱いだけということになるのですか。
- ▲オブザーバー 基本的には法定代理人として本人を代理して法律行為を行ったり、例えば銀行預金を下ろしたり、土地の売買の契約をしたり、あるいはいろいろな介護の関係の契約をしたりといったことが一つ後見人の仕事ということになりますし、もう一つは身上監護で、実はこの身上監護というのが今までの後見で十分にできていなかつたのではないかということで今回の基本計画ができたというようなこともあります。本人の意思決定を支援していくといったところを今後手厚くしていかなければいけないのではないかということが言われています。ただ、直接お世話をするとかそういったことは後見人の仕事ではありませんので、その

あたりをきちんと分けて考える必要があるのかなと思います。

●委員 本人の意思決定というのは、本人が意思決定できなくなつたのでお願いするわけですね。

▲オブザーバー そこは、本当に植物状態となってしまうと、本人の意思というのは全く分からぬということになります。でも、例えば今までの生活状態がどうであったのかとか、本人が今までどのような意思決定をしてきたのかというのは、身近にいる人であれば分かるのではないでしようか。そういうところから本人の意思を推認していくという意思決定支援もあると思います。今までの成年後見の後見人の仕事としては、財産管理に特化したものになりがちで、そういった意思決定の支援ができていなかつたのではないかというようなところが今回の基本計画の中でも言われているところではあります。

●委員 中核機関と家庭裁判所との関係に関して教えていただきたいのですが、例えば、後見人が本人の利益にならないような財産管理をしているという事態が中核機関の見守り体制の中で問題になつたようなケースにおいて、別の後見人を立てるといった対応をしたケースがあつたのですが、この制度ができると、資料では握手をしている絵になっていますが、「この後見人ではまずいですよ。」という話を、中核機関が裁判所に何らかのアクションを起こすことが可能なのでしょうか。

▲オブザーバー ここは情報を共有するという意味での握手ということになります。中核機関が後見人を支援していく中で、後見人の不正が疑われる場合には家庭裁判所に連絡してもらって、家庭裁判所の監督につなげるということも予定されています。監督をする中で、例えば後見人を解任した方が良いということであれば、そういった手続を家庭裁判所が行うということになります。

●委員 法定後見のカテゴリの中で、後見と保佐と補助という種類がある

ということですが、それによって後見人等の仕事はどのように違つてくるのでしょうか。

▲オブザーバー 後見は、判断能力がないので代理人ということになりますが、一応意思能力があれば御本人の希望を確認することになると思います。保佐と補助というのはある程度の判断能力は持っていますので、御本人がやりたいことは基本的にできるわけです。ただ、判断能力が十分ではないので、御本人に不利益な契約を結んでしまったりした場合には契約を取り消したりできます。もし1人で行ったことが本人にとって良いことだった場合、その場合は保佐人や補助人が同意することによって、その契約が守られて、最初からその契約が有効です、というような感じになるわけです。

●委員 後見というのはそうすると本人の意思とは関係なく後見人の人が全部行うのですか。

▲オブザーバー 基本的にはそうなります。ただ、さきほど申し上げたように、植物状態であれば確かに意思を確認できないと思うのですが、後見状態の方でも意思は発することができる、その場合は、御本人の言ふことを聞いていただきて、本人にできるだけ寄り添った形でこれからは後見人もやっていくことになると思います。

●委員 資料中のなぜ利用が少ないのかという頁の、一つ目（「社会生活上の大きな支障（預貯金の解約など）が生じない限り必要と感じられない。」）について、社会生活上の大きな支障があるときは、一般市民にとって、必要なので後見人を頼まなければいけないというのは分かるので、これは確かにメリットを感じて一般市民は使うと思うのですが、「必要と感じられない」ということは、これ以外に普段の生活上、後見人を頼むメリットというのにはほかにあるのでしょうか。

●委員 実際に高額な布団を何組も買ってしまって、家の中にたくさん布

団があったりとか、それで契約を取り消す必要があったりとか、そういうような状態に陥っている方は多いのだろうと思うのですが、それで、補助とか保佐の段階のそういった方たちが今のところ、家裁のそういう制度があることをよく知らなくて、家庭裁判所まで至らずに終わってしまってだまされ続けているとか買い続けているとか、需要はおそらくあるのですが、それを今まで取り込めてきてなかったというのが今回の問題意識の一つではあると思います。

- 委員 知っている人は、親が布団とか壺とかを勝手に頼んだというのは、後見人になって解約するとか動こうとすると思うのですが、だから20何万人は利用しているのだと思うのですが、それ以上に後見制度の利用を促す、といったときに、メリットをもう少し言っていただかないと、増えないのではないかという感じを受けましたので、それでもしあればということでお聞きしました。
- 委員 知的障害の方ですと、親なき後の子供のことは誰がその人の財産を管理していくのか、親御さんたちはその様な心配を抱えています。生きているうちは私がと思っている方も多いものですから、制度の利用はなかなか切実な問題でもあります。
- 委員 私はNHKなのですけれども、報道とかで取り上げるときというのは、そういう制度が変わったときとか、あとは、後見人の方が財産を動かしたとかなんですね。そうすると、私どもがなんかこう周知とか、そういう制度を理解していただくにはどういう手段があるのかな、ちょっとそういう形で聞かさせていただいていたので、認知症とかそういうときのシリーズのときにはちゃんと伝えさせていただいていますが、そのほかに何かあればと思って聞かせていただきました。
- 委員 後見人の方が、そういう本人が壺や何かを買ってしまったというときに、しょっちゅう本人と顔を合わせていて、生活全般が見えていれ

ば、すぐに解約するとか手を差し伸べられるけれども、1か月に1回なのか、何か月かに1回なのか、お金だけだから半年に1回整理すればいいみたいな感じですと、気づいてもらえないし、そういうものの密度というのはどういうふうになっているのでしょうか。

■委員長 まさにそこが利用促進の計画で資料にあるような体制を作つていこうということにつながっていくところです。

▲オブザーバー 後見人が本人に会いに行く頻度は、特に決まっているわけではなくて、専門職の方でも本人がわりとしっかりしてしゃべれるような状況であればわりと頻繁に行ったりはしています。

●委員 専門職が多く後見人になっている現状があり、そうすると別の仕事を持っていたり、ほかの後見人にもなっていたりするので、月に1回行けたらいいほうという弁護士さんもいらっしゃったり、社会福祉士の先生でも月に2回ぐらいが限度かなとおっしゃる方もいらっしゃいます。基本的には親族でバックアップできる方がいれば、親族に後見人になつていただいて、それで、中核機関ができると、その親族の方を支えていく、そして親族後見人の方がそこに相談に行くと必要な法律的なアドバイスをもらえたりとかそういうことを目指している計画です。

●委員 そこが一番密接に関係あるのが民生委員の方なんです。本人が、買ってきてしまったものがあったりして、おかしいなと思うのを見て、この人は後見人をしてもらったほうがいいのかどうか、相談しに行くのが民生委員で、やっぱり、直接本人と関わります。そういうつながりを本当にまめにやっていったら、もっともっと増えるかなと思います。そういうところの見守りみたいなものが、とても大事になると思います。

●委員 一般人からすると、まずちょっと家庭裁判所に行って相談しようという気にならないでしょうね。

▲オブザーバー どうしても後見人が選任されると、後見人が孤立して

本人を一人で支えなければいけないのではないかということになるのですが、民生委員、家族、親族、医療機関、介護・福祉サービス事業者、福祉関係者などがチームで本人と後見人を支えていくことが地域連携ネットワークでは予定されています。

- 委員 私は弁護士として、成年後見人に選任されたりすることがある立場から、自分なりの経験で申し上げたいと思います。資料の成年後見制度を利用した理由の中で預貯金等の管理・解約が最多ということですが、実際、本人の大きなお金を動かさなければならぬというのがきっかけだろうと思います。本人が、言い方が悪いですが、大したお金を持っていなければ、同居の家族や近くに住んでいる親族が、必要なら金融機関に連れて行ってあげたりすればいいだけなので、認知症だったり能力減退しているからといって、絶対成年後見という感じではないと思います。後は、財産がほとんどなくとも、身寄りが全くない状態で手を差し伸べなければならないという場合もやっぱり身上監護のために必要だと思います。それ以外の場合は、正直言って、成年後見をつければいいのかというと、自分が成年後見人をやっても思うのですけれども、特に専門なので費用をいただくせいもありますけど、わざわざつけなくてもというときもあります。例えば、きっかけが相続、遺産分割しなければいけないというときに、1人能力がない人がいてその人に成年後見人をつけるとなると、その後、遺産分割が終わったからといって、本人の能力が減退していますから、もう後見人はなくていいです、とならないです。結局、その後ずっとやっていかなければいけません。だから何でもうまくいくわけではない、ちょっと矛盾を感じる時があります。あと、本人が望んでいないことが多いです。年配の人だったら、自分はちゃんとやれているというプライドをお持ちなので、見ず知らずの人が来て、何で頼まなければいけないのかと。本人もそうだし、御家族とかも。だから、制度としては

必要な時もあるのですが、ちょっとおせっかいな制度というところもないわけじゃないのです。この制度自体は、利用を促進するっていう言葉を使っているから、沢山申し立てて選任されればいいみたいに思いがちですけど、むしろ件数というよりは、実際に後見人になったケースをきちんとまわりの人がどうフォローアップするのかという観点の方がむしろ重要なと感りますし、家族が後見人だったら、知り合いがいなくて孤立しないように、困ったときに家庭裁判所じゃなくてネットワークの方に相談に行くとか、専門家の弁護士とかでもあまり詳しくない制度についてはそっちに聞くとか、そういうふうな情報提供機関、あるいはそれと監督機関的な意味合いの方が重要な気が私自身はしています。

■委員長 中核機関を設置して、相談しやすく、いろいろなことで頼りがないがあるというところをしっかりと作る、そして、それと家裁がコラボで、という話だと思うのですが、その中核機関のイメージというのは、抽象的なイメージはさきほど説明したとおりなのですが、具体的にどういうのを作っていくのかというところはこれからです。そういうところで、家裁としてどういうふうに対応していくらいいかというのが我々の悩みのところです。その前提として、家裁に今来ている相談で、困るもの実例を挙げてください。

▲オブザーバー 将来に対する漠然とした不安、お子さんの後見人にお母さんがなっていて、最初の頃はよかったですのだけれど、だんだん自分も年を取ってきて、親族でほかに頼れる人もいない、自分の体調も悪くなってきたけれども、今後任せられるような人がいないのですけれども、ということを言われることがあります。あとは、奥様が一人で御主人の家に住まわれていて、御主人は後見状態で入院されている状態で、トイレの修理をしたい、水洗トイレに変えたいが、どういうものがいいかということで裁判所に問い合わせがきても、裁判所としては、お好きにして

いただいてかまいませんよといった程度しかお答えできませんし、本人のためにバリアフリー化をしたいが、いくらぐらいまでバリアフリーに使つたらいいかとか、裁判所も建築に詳しいわけでも専門家でもないので、これから的生活に支障がない程度に使われるしかないんじゃないですか、という程度にしかお答えできません。裁判所としては、お金の使い方が、御本人が生活していくのに必要なものがある程度残るのかどうかとかという点でしか回答できません。御本人のためにお金を使われるというところで相談をされたとしても、裁判所では回答ができない、というのが現状です。

■委員長 ということで、いろいろ質問が寄せられているのですが、本来求められているであろう回答が、我々は回答しようがない、そういう質問については、そういうことをふだんから福祉としてやっている人に対応していただくのがいいのかな、ということで、結局、さきほどからいっているチームを作りましょうというところになっていくのが現在で、どんどん作っていきましょう、県内で進められるところは進めるし、少し遅れるけれどもそれを見習って作っていきましょうという動きができるようになっていまして、我々、その先に動いているところには説明に行ったり、オブザーバーとして行って必要な情報提供をしたりしているわけですが、散発的になっています。それをいかに千葉県内、広いですけども、そういうところでしっかりとやっていくために家裁はどうしたらいいのだろうと悩んでいます。何か助言をいただけないでしょうか。

●委員 どういう仕組みを考えていったらいいかというアイデアで、実現はそんなに簡単ではないと思うのですけど、ちょっとイメージとしては、千葉県とかでワンストップサービスということで、自立支援センターか自立中核センターというのがありましたよね。

●委員 中核地域生活支援センターです。

●委員 中核地域生活支援センターが県内に何か所かあって、福祉的な問題を抱えた人等が、相談に行って、なんでも対応しますというような、もしかしたら、そのセンターの在り方が一つモデルのようなイメージになるのか、実態は分かりませんが、そういうのを思いついたというのが一つと、もう一つは、ネットワークができた後の話ですが、裁判所の近くとか、中の一室に、常駐でそういうネットワークの人がいて、家裁の窓口に相談が来たら、それは、そこへ行ってくださいと回すか、電話番号を直通にしておいて、裁判所に問い合わせがあったときに、そういうネットワークの方の電話につなげて、要するに家裁の窓口に来たらそのまま追い返さなくて済むような形の在り方というのは、模索されたらどうかと思います。

●委員 たまたま名前も同じようで紛らわしいのですが、県の中核地域生活支援センターは、県の独自事業として平成16年から設置されておりまして、24時間365日、権利擁護と地域総合コーディネートと相談支援を、支援を要する全ての人々を対象に、ワンストップで、あらゆる相談に対応する機関です。権利擁護をやっているわけですけれども、その人が何に困っているのかということをアセスメントして、そこからその人のニーズに応じた支援を組み立てていく。成年後見制度の利用というのは、その手段の1つです。さきほどお話があったとおり、金銭的にそんなに問題がないとすれば、生活支援をどのような形でやっていくのか、それは例えば、その人が障害者で障害者サービスにつながってないとすれば、サービスにつなげる支援を行うことになりますし、財産を第三者が搾取しようとしているというようなケースであれば、それは正に成年後見制度にもつていってその人をプロテクトする。そういう活動をしているわけですね。ですから、相談の端緒となる機関としては活動し得るけれども、成年後見制度の中核機関として動かしていくというのは

ちょっと違うのではないか、むしろ、成年後見につないでいくものだつたり、裁判所の方が、こういう相談があるんだけど、と困ったときに、つないでいただいたり、というような運用になっていくものかなと思います。今、中心は生活困窮者支援に軸足が移ってきて現状がございまして、後見の中核機関に近い仕事をしているという感じではなくて、必要に応じて後見制度につなげていく、そのような活動をしています。

●委員 成年後見は中身が重くて、最初は親族での成年後見が全体の8割だったのが、今は3割、専門性が高まっていて、財産管理とか法的な代理人としての弁護士とか福祉士とか司法書士とか、そういったところで、なかなか後見人になってみようという人にとって、自分で本当にできるのかと、ハードルが非常に高くなっている気がします。もう少しハードルを下げてあげないとなかなかいい後見人が集まらないし、数も確保できない。たまたま、ちょっと前に後見人をされている人の意見をちょっと聞いたことがあるのですが、任意後見が今、絶対数が非常にまだ少ない、しかも御本人がまだ比較的軽度で、ちゃんとした御意思を持っていて、後見人を自ら指名できる、これをいいモデルケースとして、いくつかさきがけて作っていって、後見というのはこんな感じができるんですよ、というようなことを、裾野を任意後見の方から広げていって、並行して後見制度をPRしていくというのが、少し軽めのところからスタートした方がいいのかな、という気が個人的にはします。

■委員長 これからもっと支援が必要な人が増えるだろう、というところでイメージしている後見の中身というのは、敷居が下がってきてるものもイメージした制度ではないかと思うのですがどうでしょう。

●委員 基本計画に沿って言いますと、中核機関は市町村が設置ということでしたので、もうちょっと地域密着型になしていくものかもしれないという感触です。そういう中核機関がしっかりとてきて、市民後見人や

NPO法人がもっと育つてくると、身寄りのない方についても、そういう弁護士や司法書士や社会福祉士のような専門職ばかりでなく、単に小さいお金を預かって支援してあげる、という形でならできますよ、という市民とかが積極的に関わっていく、それを市町村が設置した中核機関がバックアップしてあげて、何か問題が起これば、専門的なスタッフなり委託を受けた弁護士なりが相談に乗ってくれる、そういうような後ろから支えるところで専門職がしっかりとしていれば、恐らく、市民後見人も続けていけるのではないかということが期待はされています。実際、千葉で市民後見人の講座を受けた方が、責任があまりにも重いので、市民後見人をやっていくのはちょっと自信がないんですと言われてしまうことがよくあるようとして、NPO法人で実績があるところに参加して、その中から担当者として携わっていくような人も中にはいたり、あるいは、社会福祉協議会の方で監督人になって、やったりとか、社会福祉協議会の中に加わって、社会福祉協議会が法人として後見人になるという場合もあるようです。

■委員長 今もいろいろな形があり、特に千葉は法人後見が多いようですね。

●委員 多いですね。千葉の特色と言えると思います。

■委員長 そういうのを生かしながら、中核機関のしっかりした体制作りと、それから裁判所との連携をこれから考えていかなければいけないというところです。そういう体制を作るというところでは、しっかりした体制を作るという意味で、裁判所もいっしょになってやっていくという気持ちではいるところ、これからやっていくのに、7つの支部と1つの出張所があって、それにあたっていくわけですが、裁判所のスタッフも有限ですので、いろんなところが一生懸命やろうとして、あまりに皆が独自にやられるとサポートしきれなくなってしまうのでどうしましょう

か、という悩みもあります。そのあたりを裁判所だけで考えてもなかなかうまくいかない、というところで、実際、自治体とか三専門職という方々と今協議していて、裁判所としては、裁判所のできる範囲では積極的にやっていこうと思っています。そのあたりを今日御出席の方々にはぜひそれはしっかりとやっていけど応援していただければありがたいというところです。あと、千葉県は、その地区ごとにやっぱり特徴がありまして、東京に近いところは大都会、山間部、房総、それから九十九里のほう、それぞれの状況があって、それぞれの地域にあった支援をしなくてはいけません。そうするとそういうところで利益の共通するところの方々が集まっていたら中核機関を作る、そこでそれに対応するところの裁判所の支部が対応して、そこで連携を作っていくらというのが我々の思っているところです。あと、報道の観点からこうしたらしいのではないかというのは何かありますか。

●委員 今日お聞きして、中核機関の設立は本当に大事だなど、後見制度の話もそうですけど、分かりやすく、アピールしていただければよいかなと思います。

(5) 次回の開催を平成31年2月14日とし、寄せられたテーマ案を参考に次回のテーマは追って定めることについて、全委員の賛同が得られた。